

市立学校長・園長 様

木津川市教育委員会  
教育長 森永 重治

### 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言については、2月末日をもって京都府が対象区域から除外されました。

については、学校・園における対策について下記の通りとしますので、適切に対応願います。

#### 記

#### 1 学校教育活動の制限の段階的緩和

新型コロナウイルス感染症の感染の再拡大を防ぐため、次の通り教育活動の制限を段階的に緩和します。

##### (1) 感染リスクの高い教育活動

各教科等における活動のうち「感染症対策を講じてもお感染リスクの高い学習活動」（衛生管理マニュアル Ver. 5）については、可能な限り感染症対策を行った上で、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施すること。

##### (2) 部活動

###### ア 制限

下表のとおり、部活動に係る制限については段階的に緩和する。

なお、活動に当たっては、「木津川市部活動指導方針」を踏まえながら、リスクの低い活動から徐々に実施すること。

	3月1日(月)～	3月8日(月)～	3月19日(金)～
参加者	自校生徒のみ	自校含め府内の2校程度	密集を回避し管理できる人数
活動場所	府内	府内	府外での活動可
他府県交流	禁止	禁止	交流可

## イ 留意事項

- (ア) 練習試合や合同練習等複数校で交流する活動に参加する場合は、事前に交流先との連携を図り、会場・更衣室等の換気状況などを十分に確認した上で適切に判断すること。また、移動でバスを使用する場合は、マスクの着用はもちろんのこと、車内の換気や近距離での会話には十分留意すること。
- (イ) 発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合は、絶対に参加をしないことを繰り返し指導すること。
- (ウ) 活動への参加に当たっては、対策等について保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないよう特に配慮すること。

## (3) その他

- ア 教育活動における学年間の交流（部活動を除く）や、学校外の者が参加して行われる活動は、参加人数や参加者の範囲を限定し十分対策を取った上で実施すること。
- イ 校外での活動は、移動時も含めて3密を回避し、不特定多数の人とできるだけ接触しないよう配慮して実施すること。
- ウ 同居の家族がPCR検査を受検した場合や同居の家族に発熱等の風邪の症状がある場合は、登校（出勤）を控えるよう繰り返し周知すること。

## 2 感染防止対策の徹底等

### (1) 学校における感染防止対策

緊急事態宣言が解除されても、木津川市の現状は「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動レベル2（収束局面）に相当すると考えられることから、引き続き衛生管理マニュアルに従い、感染防止対策を徹底しながら学校教育活動を行うこと。

### (2) 長期休業期間における感染防止対策

国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」や府の府民に対する要請を踏まえ、引き続き、基本的な感染対策の徹底や不要不急の外出を控える等の指導を行うこと。